

# 外来受診の「高額療養費」の現物給付化の実施について

平成24年4月から、従来の入院に加えて外来についても「限度額適用認定証」を提示することにより、自己負担限度額までの支払となり、医療費が高額になった場合、窓口での支払いが軽減されることになりました。

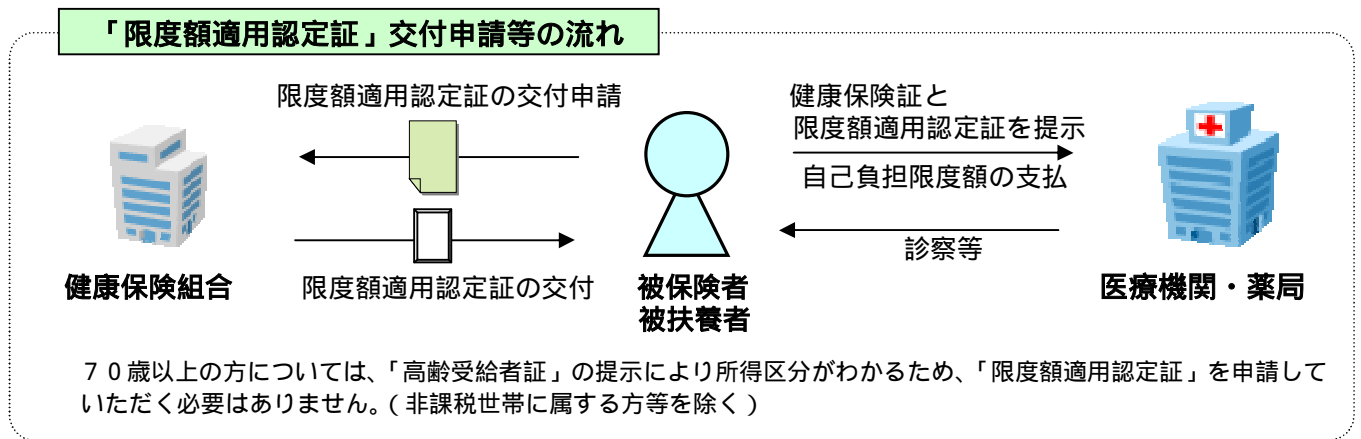
## 1. 高額療養費の外来現物給付化について

これまでは入院した場合のみ、限度額適用認定証等を提示することにより、自己負担限度額までの支払いとされていましたが、今後は外来受診についても、同じ医療機関で受診した場合のみ、入院と同様の取扱いとなります。

## 2. 限度額適用認定証の申請について

「限度額適用認定証交付申請書」(非課税世帯等の方については「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」)により申請を行ってください。

なお、有効期限が平成24年4月1日以降の限度額適用認定証をお持ちの方については、有効期限までご使用いただくことが可能です。



## 3. 医療機関等での取り扱い

医療機関等の窓口で「健康保険証」と一緒に「限度額適用認定証」等を提示することにより、入院及び外来受診の窓口負担が自己負担限度額までの支払いとなります。

### 適用されない場合

- ・医療機関等の窓口で「限度額適用認定証」等の提示がない場合
- ・同じ医療機関であっても入院と外来で受診があり、それぞれの窓口負担額が自己負担限度額を超えない場合
- ・医療機関での処方せんにより調剤薬局で投薬等を受けた場合で、それぞれの窓口負担額が自己負担限度額を超えない場合

上記の理由及び、他の医療機関で受診した場合等により、高額療養費に該当される場合については、後日、健康保険組合において、医療機関等から請求のあった診療報酬明細書により、高額療養費を支給させていただきますので、申請していただく必要はありません。

なお、詳細な内容につきましては、当健康保険組合業務課までお問い合わせください。( 06-6271-0651)